

京都市告示第 21 号

地方公営企業法第 33 条の 2 の規定に基づき、京都市立京北病院の業務に係る使用料又は手数料の徴収事務を平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで、次のものに委託します。

平成 22 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 9 番地

株式会社ニチイ学館

(京都市立京北病院)